

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

＜保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準（平成8年大蔵省告示第48号）の一部を改正する件＞

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>この告示には、日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官が検証した死亡率を使用するとされています。しかるにこのパブコメでは、金融庁長官がどのような検証を行ったのかは全く明らかにされていません。このため、本改正案に対して意見を求められても、実質的には、何の意見をすることもできず、単なるアリバイづくりに大衆が協力させられてしまっているように感じています。また、聞くところでは、本パブコメの前段階として、標準死亡率の作成団体たる日本アクチュアリー会の中でも非公開のパブコメが行われたようですが、このパブコメにおいても、作成団体たるアクチュアリー会がどのような検証を行ったかは明らかにされていません。日本アクチュアリー会、金融庁と2度もパブコメに付していながら、その妥当性について外部から確認することができないというのは、明らかに時代の流れに反するものです。海外では、このようなプロセスは非常に透明性が高く運用されており、十分な情報を一般公表することにより、外部からの目が届くようになっていきます。海外から日本の標準死亡率のことを聞かれることがあります。我々は、単に技術的な作成方法のみを説明する以上のことはできません。恥ずかしいことこの上ないのです。また、ご高承の通り、最近では、保険会社は貴庁より、モデル管理体制の強化を求められています。しかし、これを支えるべし専門職団体たる日本アクチュアリーやモデル管理の監督を担う貴庁がこの体たらくでは、やるせないと言</p>	<p>ご指摘のとおり、標準死亡率は、保険業法第122条の2第1項の規定により指定された法人（公益社団法人日本アクチュアリー会（以下、アクチュアリー会といいます））が作成し、金融庁として、検証したものを使用することとされております。</p> <p>アクチュアリー会では作成にあたり、標準生命表の改定案について、パブリックコメントを実施しております（平成29年3月31日公表）。ただし、非公開ではなく、当会のウェブサイトにおいて、公開されて広く意見募集を行ったものと承知しております。アクチュアリー会が行った検証については、パブリックコメントに付す際、改定の背景及び作成方法も含め、公表されておりますので、当会のウェブサイトをご参照下さい。</p> <p>一方、金融庁においては、本改定案が生命保険会社の経験死亡率及び国民死亡率の改善状況を反映したものとなっているか、作成方法が標準責任準備金制度の趣旨に照らし、健全性の確保に資するものであるかについて検証を行った上で、本件を公表しました。なお、プロセスに関するご意見につきましては、貴重なご意見として、今後の行政の参考とさせていただきます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>わざるを得ません。このようなパブコメ手続きは、行政手続法の精神に反するものであると考えます。</p>	
2	<p>標準生命表の改定、健全な責任準備金の積立のためには、結構なことかと思えます。しかし、責任準備金の健全な積立は、保険数理的側面とともに、保険計理人による確認も非常に重要であり、この二つの重要性を見ながら、両にらみで対応することが重要かと思えます。しかし、大きな保険会社でも、いまだに保険計理人が責任準備金の計算を担う数理担当役員を兼務しているケースが散見されます。保険会社にとって重要な資産運用リスクにも詳しいリスク管理統括担当役員こそが、保険計理人にふさわしいのは時代の流れかと思えますので、本改正案と一体的にこのような見直しも合わせてご検討、お願いします。</p>	<p>保険計理人の役割等については、保険会社向けの総合的な監督指針（Ⅱ-1-2-1(8)）において、着眼点が示されております。当該着眼点も踏まえつつ、兼務する役職は会社の規模・特性等により、保険会社の取締役会が適切に判断することが肝要と考えます。</p>
3	<p>アクチュアリーファームに勤める著名なアクチュアリーがブログを書いているのをご存知ですか？このブログには、標準利率について多角的な観点から何度もコメントしてありました。標準利率のルール改定の際には、参考にしたでしょうか。しかし、お気づきかもしれませんが、今回の標準死亡率は、このブログにはスルーされてしまいました。なぜとお考えでしょうか。こういった日本を代表するアクチュアリーの意見が全く反映されないからでしょう。もっと専門家の意見を聞くべきだと思います。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
4	<p>標準生命表を絶えず見直すことは、現行の責任準備金制度を前提とすれば、重要不可欠なものであるが、経済価値ベースへの移行を近々予定されているのであれば、このような改正に労力を投入しなくても良いのではないか。経済価値への移行については、会計やソルベンシー規制のみならず、保険計理人制度の見直し（商品と数理の経験しかない保険計理人には経済</p>	<p>貴重なご意見として承りますが、今般の標準生命表の改定につきましては、生命保険会社の経験死亡率及び国民死亡率の改善状況等を踏まえ、改定の必要があると判断しました。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>価値に対応できない)など、幅広いテーマを対象とする必要があるのである。</p>	
5	<p>今回のパブリックコメントは、標準責任準備金の積み立てに関するものであり、経営数理に関するものかと理解しています。告示にも、このような対象部門をご明記頂けると、大変ありがたいと考えています。なぜかと言えば、最近では、EV の計算は数理が行うのが当たり前なのに、なぜかリスクが行うことだと主張する役員がいたりして、無駄に経営の足が引っ張られてしまうからです。このような問題が起きないように、ご検討のほどよろしくお願いいたします。</p>	<p>貴重なご意見として承りますが、各社の実情に応じ適切な部署において対応されることが肝要と考えます。</p>